

公的な回答義務とは？

中村 俊規

私は、弁護士会において、会員弁護士等からなされた弁護士法23条の2に基づく照会（「弁護士会照会」とか「23条照会」と言われています。）の申出の適否の審査や、照会先から回答を拒否された場合の対応等の職務に関与してきましたので、今回は、そのことに関して書いてみたいと思います。

昭和26年の弁護士法の一部改正によって新設された同法23条の2は、弁護士が、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることによって、訴訟資料等を収集する手段を認めています。

もっとも、同条2項は、「報告を求めることができる」と規定しているに過ぎないことから、報告を求められた公務所等にはこれに応ずる法律上の義務があるのかということが問題とされてきました。

この点に関し、これまでの下級審の裁判例は、ほぼ一致して、照会を求められた公務所等には、報告をなすべき公的な義務があることを認めています（大阪高裁平成19年1月30日判決（判時1962号78頁）など）、実際には、報告（回答）が拒否される事例は決して少なくありません。

かつては、弁護士会照会制度を「事件の依頼者又は委嘱者の利益のために必要とされるもの」と捉え、地方税法22条に規定する守秘義務との関係において、弁護士会照会には応じなくても良いかのよう回答した行政通達（自治省税務局長宛内閣法制局第一部長回答昭和38年3月15日内閣法制局一発第6号）が一人歩きし、地方公共団体等が使用するマニュアル等に行政実例として掲載されたことから、これを根拠に、弁護士会照会に対して回答を拒否する地方公共団体が多数見られました。

その後、内閣法制局参事官が、上記の行政通達の真の趣旨について、「公務所が守秘義務を負う事項に関する照会に回答することはすべて法に定める守秘義務違反となる旨を述べたものではなく、個々の具体的事案ごとに、守秘義務により守られるべき

公益と回答を受けることにより得られるべき利益とを比較衡量し、その結果回答を受けることによって得られるべき利益の方が勝る場合には、公務所は回答をすべき義務を負うものであること、そのような場合に回答を行っても、秘密漏洩の罪を負うこと

はならない」と解説し（「法制意見百選」693頁）、事実上回答を訂正しましたが、一旦マニュアルに掲載されてしまったことの影響力は大きく、マニュアルを根拠に回答を拒否する地方公共団体を説得するため、多大な労力を必要としてきました。

その後、情報公開の重要性が認識される中で、徐々に行政機関や地方公共団体の保有する情報についての回答状況は好転していましたが、平成17年から、個人情報保護法が全面的に施行されると、公務所等による個人情報の取扱いが慎重になり、同法を理由として回答を拒絶する例が増加していきました。

これについても、弁護士会照会は、例外的に個人情報を開示しうる「法令に基づく場合」に該当することから、個人情報であるということだけで回答を拒否することはできないと解されていますが、今なお誤解は少なくありません。

結局のところ、公的な回答義務があるとは言っても、弁護士法上その違反に対する制裁規定がないために、照会に対する回答を得られるかどうかは、照会先の公務所等に弁護士会照会制度の意義を理解してもらえるかどうかという点にかかっています。

弁護士会照会は一例に過ぎませんが、実務的には、法の実効性というものが、関係者による法制度の意義の説明という地道な努力によって保たれていることも少なくないことを知って頂ければと思います。

